

規制に係る事前評価書

法令の名称	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
政策の名称	ヘキサメチレンテトラミンの指定物質への追加
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局水環境課長 北村 匡 電話番号:03-5521-8313
評価実施時期	平成24年9月7日(分析対象期間:平成24年10月～平成26年9月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。
内容	ヘキサメチレンテトラミンを、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第4項で規定する指定物質に追加し、事故時の措置の対象を拡大する。
関連条項	水質汚濁防止法第2条第4項、水質汚濁防止法施行令第3条の3
必要性	<p>ヘキサメチレンテトラミンについては、それらを処理・貯蔵等する施設において、当該施設の破損等により公共用水域に排出される場合に対し、現在段階の規制がない。</p> <p>しかしながら、当該物質を処理・貯蔵等する施設由来の汚染事例が確認されていることから、当該施設についても、事故が発生した際には事業場の設置者が応急の措置を講じるよう定める必要がある。</p> <p>規制を導入しない場合には、事故発生時に適切な措置がとられなかつたことにより、人の健康又は生活環境に影響を及ぼす可能性であることから、指定物質として規定し、排水規制等を課すことが必要である。</p>
費用	
遵守費用	<p>通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに指定物質に追加される物質を処理・貯蔵等する施設において事故が発生した際には、排水口の閉鎖や施設の使用停止等の応急措置のための費用が発生する(対象となる施設は、PRTR(※)による調査結果からは、100社強の見込み。)。</p> <p>なお、事故の際の都道府県への届出については、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、届出に係る新たな費用負担はほとんど発生しない。</p> <p>(※)有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。</p>
行政費用	当該規制が通常時には発動されない性質のものであること、事業者からの届出は電話等によるものでも差し支えないとしているところであることを踏まえると、新たな負担は発生しない。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	指定物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事業場設置者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

想定される代替案

今次の指定物質の追加は、規制以外の方法は考えられず、また、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。

代替案	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに指定物質に追加される物質を処理・貯蔵等する施設において事故が発生した際には、応急措置を行うことが新たに必要となることから、現状に比べ、費用が発生する(対象となる施設は、PRTRによる調査結果からは、100社強の見込み。)。なお、事故の際の都道府県への届出については、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出に係る新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。

また、行政費用については、当該規制が通常時には発動されない性質のものであること、事業者からの届出は電話等によるものでも差し支えないとしているところであることを踏まえると、新たな費用負担はほとんど発生しないものと考えられる。

便益:従来は指定物質に含まれていなかった物質を新たに指定物質へ追加することで、当該物質を処理・貯蔵等する施設において水質事故等が発生した場合に、事業場設置者による事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、通常の事業活動時に新たな費用負担を生じない一方で、事故発生時には応急措置等の対応がなされ、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

平成24年8月の利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会(環境省)における「中間取りまとめ」において、指定物質として指定すべき化学物質として記載されている。

レビューを行う時期又は条件

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)の附則の検討規定に基づき、同法の施行後5年を目処として行うこととしているが、科学的知見の集積状況に基づき、必要に応じ、隨時見直しを行うこととする。

備考